JR東労組



東日本旅客鉄道労働組合 秋田地方本部 〒010-0874 秋田市千秋久保田町 6-66

 NTT 018-834-8723
 J R 036-3431

 FAX 018-831-1411
 FAX 036-3436

 発行人:泉
 祐樹
 編集:情宣部

2020年9月17日

14号

JR総連は「コロナ禍の旅客激減に伴う 減収への支援等に関する要請行動」を行なう



JR総連は、8月27日、31日、9月3日に、JR総連推薦議員懇談会・共同代表に対して「コロナ禍の旅客激減に伴う減収への支援等に関する要請行動」をおこないました。

8月31日は衆議院議員・篠原孝氏、9月3日は衆議院議員・末松義規氏、参議院議員・増子輝彦氏 (代理)に要望書を手交しました。JR総連山口委員長より、「コロナ禍によるJR各社の経営は大変 厳しく長期化する。労使の努力だけでは乗り越えることが難しい。是非、JR総連推薦議員懇談会に 所属する国会議員の皆さんのお力添えのもと行政による支援をお願いしたい。」と要請しました。

また、JR総連八幡書記長、小林政策・政治部長からは、お盆の輸送状況が対前年7~8割減と大幅に落ち込んだ状況や、コロナによって労働者が不利益を被らないよう使用者に対して厚生労働省はガイドラインを示しているが正しく則られていない現状などを説明しました。 篠原議員からは、「JRも大事なエッセンシャルワーカー。その機関を守るのも国の仕事。関係する議員と認識を共有し協力していく。」末松議員からは、「新幹線を利用しているが減収状況がよくわかる。危機的状況の認識は一致している。 関係省庁に働きかけて実務担当者とも意見交換の場が必要である。」と述べられました。また、両議員からは「公共交通という現場は感染リスクも高い。そうした不安と葛藤しながらも安全な列車とバスを提供するために奮闘している組合員に敬意を表する。」とJR総連に結集する組合員に対して労いの言葉がかけられました。

JR総連は9月11日に「コロナ禍の旅客激減に伴う減収への支援等に関する 要望について国交省・厚労省と意見交換」を行いました!!

JR総連の要望に対し、懇談会共同代表「末松衆議院議員」の要請によって、9月11日に厚労省および国交省との意見交換の場が実現しました。厚労省からは、コロナ禍の労働環境の整備について、一時帰休や在宅勤務等により年休5日取得義務の履行が

困難な状況が発生した場合について、「法律上では、5日取得できなかった労働者1人につき1罪として取り扱われるが、担当の労働基準監督官に対してコロナ禍による特情により年休5日履行が困難な状況を説明していただければ必ずしもこの限りではない」、労働者が発熱などの症状があり、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、「厚労省としては使用者の責に帰すべき事由であり、休業手当は支払うべきである。労働者に不利益を被ってはならない」との見解が示されました。また、コロナ感染者が特定されるような報道については、「厚労省としては自治体に対してコロナ感染者が特定されるような情報公開はしないよう指導している。あくまで感染症拡大防止の観点から都道府県単位の感染者数に留めるよう指導している」ことが明らかにされました。加えて、「JRの医療現場からは、新型コロナウイルス感染症が2類から5類季節性インフルエンザ相当が適当との意見が出ているがワクチン



や薬がないなかで5類相当とする考えはおかしい」との声があること、「コロナ感染者に対しては年休や病欠で処理されるが、 濃厚接触者に対しては休業手当の対象とされている実情について、一律の対応とするよう行政指導を徹底して頂きたい」と現場 の声を訴えました。国交省からは、コロナ禍の減収に対する支援について、「JRは生活に必須であるエッセンシャルサービスの 一つ。資金繰りはJR各社によって実情は違うが今後も個別の対応や助成金等の対応など最大限検討していく」「借入金(無利子 貸付支援)の返済猶予についても同様に検討していく」との考え方が示されました。

JR総連・各加盟単組と連帯し 政策課題を解決するために運動を進めよう!!